

史跡難波宮跡附法円坂遺跡
保存活用計画

2020.6
大阪市教育局

例 言

- 1 本書は、大阪府中央区法円坂町、馬場町一帯に所在する国指定史跡難波宮跡附法円坂遺跡(以下、史跡難波宮跡と記す)の保存と活用について記した計画書である。
- 2 史跡難波宮跡は、昭和29年以降の発掘調査により、それまで所在の不明であった宮殿の大規模な姿が明らかとなり、また同位置に2時期の宮殿遺構が重複するという他に例を見ない特殊な存在形態を示すことが判明した。

その後の継続した発掘調査により、上層が聖武朝の難波宮であり、下層が孝徳朝の難波長柄豊碕宮であることが証明され、わが国の古代史を考えるうえで学術的に極めて重要な遺跡であることが明らかとなった。

また当時の高度経済成長による経済優先の時代風潮にあつて、大阪市という大都市の中心部で、大規模に遺跡の保存が成し遂げられたという点においても、難波宮跡はわが国の遺跡保存の歴史のなかで、画期となるだけの重要性をもっているといえる。

昭和39年に大極殿院を中心とした範囲が史跡に指定され、その後6次にわたる史跡の追加指定がおこなわれてきた。一方、同46年以降、主に中央大通以南の敷地の環境整備事業がすすめられてきた。この時期の整備事業はそれぞれの敷地ごとに計画が定められていたのであるが、統一した全体計画の必要性から、平成10年度に「難波宮跡公園整備基本計画」を策定した。その後20年近くが経過し、周辺状況も変化をみたことから、これらの計画の見直しをおこない、その成果をもとに保存活用計画を策定することとした。
- 3 策定作業は、平成21～24年度に前出の「難波宮跡公園整備基本計画」の見直しをおこない、その後同26、27年度に、主に中央大通以北の敷地の整備、活用計画について検討をすすめた。同28年度には史跡部分を中心としてその周辺部を含めた範囲について自然的、社会的環境の現状調査をおこない、あわせて各種の整備活用事業案を検討した。同29～31年度・令和元年度には、これらを基礎資料として保存活用計画の策定をおこなった。
- 4 本保存活用計画の策定にあたっては、難波宮跡整備計画検討委員会議の指導を得た。
- 5 本保存活用計画策定事業は、大阪府教育委員会が中心となり、大阪府経済戦略局、同建設局の3局が共同でおこない、検討にあたっては、大阪府都市整備部、府民文化部、大阪府教育庁文化財保護課の意見を聞きながらすすめた。また本計画の策定にあたっては、文化庁記念物課(平成30年10月からは文化財第二課)の指導、助言を得た。

目 次

例言

目次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
1	計画策定の経緯	1
2	計画策定の目的	2
3	計画策定の流れと検討体制、および検討経過	3
1)	計画策定の流れ	3
2)	難波宮跡整備計画検討委員会議の開催	4
3)	検討経過	5
4	関連計画との関係	7
1)	難波宮跡・大阪城連続一体化構想	7
2)	ランドデザイン・大阪	7
3)	大阪の成長戦略	8
4)	新・大阪市緑の基本計画	9
5)	大阪都市魅力創造戦略 2020	9
6)	生涯学習大阪計画	10
7)	大阪府市規制改革会議提言	10
8)	大阪スマートシティ戦略会議 Ver.1.0 ～e-OSAKAをめざして～	11
9)	大阪市景観計画	11
第2章	史跡難波宮跡をとりまく環境	13
1	自然環境	13
1)	位置と地形	13
2)	景観	14
2	社会環境	15
1)	難波宮跡公園の概要	15
2)	歴史、文化財関連施設	15
3)	周辺大規模施設	18
4)	緑の環境	20
5)	交通・アクセス	27
6)	難波宮跡公園周辺の駐車場配置状況	30
7)	土地利用	31
8)	災害時の緊急避難地について	31
9)	人口動向、その他	31

3	難波地域周辺の歴史	33
1)	難波宮以前の上町台地	33
2)	難波宮下層遺跡群	34
3)	難波宮	36
4)	中世～豊臣期	42
5)	近世（徳川期）	43
6)	近代	44
4	難波宮跡・大阪城連続一体化構想と大阪歴史博物館の建設	45
第3章 史跡の概要		47
1	史跡指定に至る経緯	47
2	追加指定の状況	48
3	「指定理由および説明」の内容	50
4	公有化の現状	54
第4章 史跡の本質的価値		55
1	史跡の本質的価値の明示	55
2	構成要素の特定	55
3	構成要素の説明	56
1)	史跡の本質的価値を構成する要素	56
2)	史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素	57
3)	本質的価値の保存活用に資する要素	57
4)	史跡指定地外にあり、史跡と一体的に捉えることにより価値を有する要素	59
第5章 現状と課題		61
1	保存（保存管理）	61
1)	史跡指定地内	61
2)	史跡指定地外	62
2	活用	63
1)	史跡指定地内	63
2)	史跡指定地外	65
3	環境整備事業の実施	68
4	運営体制	72
1)	現状と課題	72
2)	大阪歴史博物館との連携強化	73
5	まとめ	73
第6章 保存活用の基本方針（理念）		75
1	基本方針（理念）の検討	75

2	保存活用の基本方針（理念）	76
第7章 保存（保存管理）		
1	保存（保存管理）の方法	77
1	1）基本方針	77
2	2）保存（保存管理）の方法	77
2	現状変更の取り扱い	77
1	1）現状変更の許可申請が必要な行為の事例	77
2	2）そのうち大阪市教育委員会が判断する行為の事例	78
3	3）現状変更の許可申請が不要な行為	78
4	4）日常的な維持管理	79
3	現状変更の取り扱い規準	79
1	1）建築物の新築、建替、増築、除去	79
2	2）工作物の新設、改修、除去	79
3	3）地形の改変、および土木工事等	79
4	4）木竹の植栽、植替え、伐採、抜根等	80
4	追加指定・公有化の方針	80
第8章 活用		
1	1 方向性	81
2	2 方針	81
3	3 方法	81
1	1）学校教育との連携	82
2	2）生涯学習との連携	83
3	3）地域との連携	83
4	4）大阪歴史博物館、大学、研究機関、大阪城天守閣との連携	83
5	5）集客、観光に対する対応	84
第9章 整備		
1	1 整備の基本方針	85
1	1）北部ブロック	85
2	2）南部ブロック	86
3	3）西部ブロック	87
2	敷地別整備方針	88
1	1）北部ブロック	89
2	2）南部ブロック	90
3	3）西部ブロック	91
3	環境整備事業の推進	92
4	解説、インフォメーション機能の充実	93

第10章 運営体制の整備	95
1 一元的な管理運営体制の必要性	95
2 市民意識の高揚、民間との連携	95
3 保存管理の有効な手段の検討	96
第11章 経過観察および事業計画の見直し	97
1 整備基本計画の策定	97
2 経過観察	97
引用・参考文献	99

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

難波宮跡は、大阪府中央区法円坂を中心に所在する古代の宮殿遺跡である。飛鳥・奈良時代の歴史における重要な舞台となっただけでなく、宮殿遺跡として規模・内容ともに、わが国を代表する存在である。昭和29年(1954)から今日に至るまで継続した発掘調査がおこなわれ、多くの貴重な成果を上げてきた。昭和39年(1964)には、宮殿中枢部の大極殿を中心とした一角が第1次史跡指定を受けた。昭和50年代以降、宮殿中枢部の周辺地域でも調査がすすみ、広い範囲で難波宮の一部と思われる遺構が検出されるなどの成果を受けて、その後6次にわたる追加指定により、現在14.5万㎡余りが史跡に指定されている。

これまで、環境整備事業の検討がおこなわれてきたのは史跡指定地とその予定地に限られていたが、これらの周辺地区でも継続して発掘調査がおこなわれたことにより、関連する遺構が検出され、難波宮の全体像を推測できるようになった。今後は、これらの地区において保護と活用の手を広げ、広域に及ぶ遺跡の保存を図るとともに、市民に対して難波宮の全体像をより理解しやすくする方策を講じることが必要である。



図1 難波宮跡とその周辺(2001年撮影)

2 計画策定の目的

史跡を適切に保存し、その価値を守り伝えるためには、良好な環境整備をおこない、広く市民に周知し、積極的な活用をすすめることが重要である。それにより史跡の価値が再認識され、さらなる保存と活用につながる。

そのために保存活用計画を策定し、保存と活用の方針を示し、それを可能とするための具体的な整備手法等を定めるものである。

主な内容は以下のとおりである。

・史跡の学問的価値を掘り下げ、史跡の「本質的価値」を明確にし、保存と活用の方針を定める。その方針に基づき、史跡の保存、環境整備、活用について、具体的な手法を定める。

難波宮跡については、昭和46年(1971)以降、環境整備事業がすすめられてきたが、活用、管理等を含めてのまとまった形にはできていなかった。近年、難波宮跡をとりまく周辺環境にも動きが見られることから、将来にわたっての整備、活用方針を定めるものである。

また、関連する計画の「大阪の成長戦略」「大阪都市魅力戦略」では、大阪城も含めたこのエリアを「文化・観光拠点」とし、賑わい機能の強化を図る方向性と具体的取り組みが示されている。これらを受けて史跡の保存と活用を図るとともに、2050年の難波宮遷都1400年に向け、難波宮の全体像がより具体的に体感できる史跡地の計画を目指す。

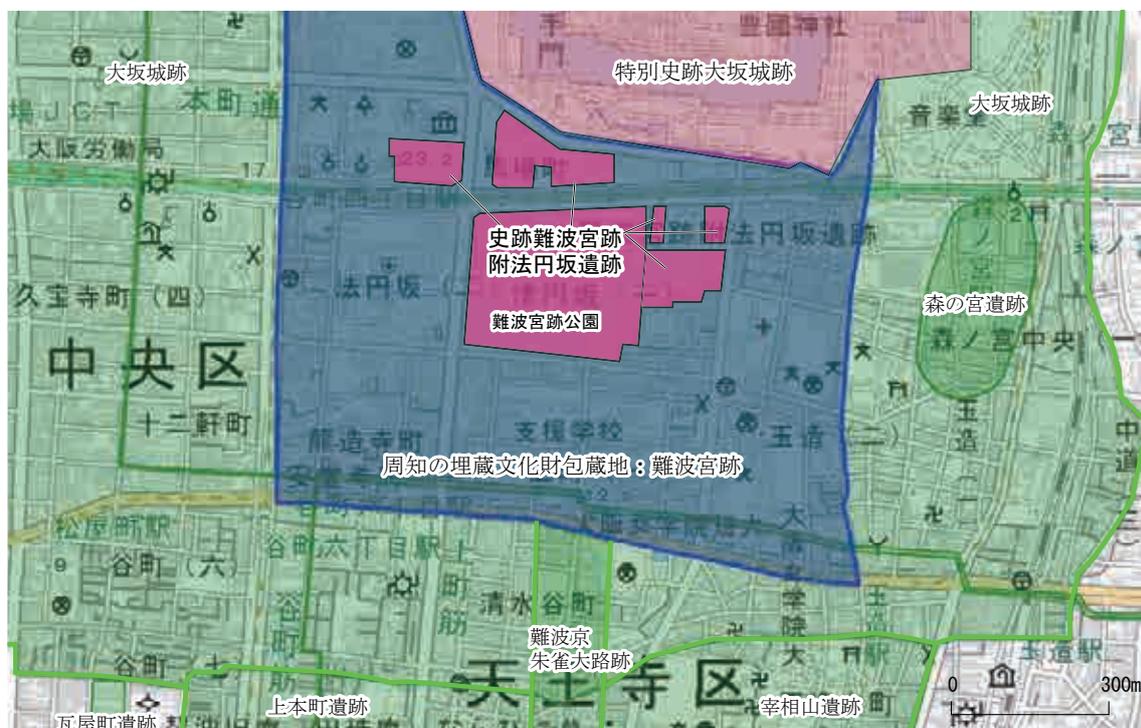
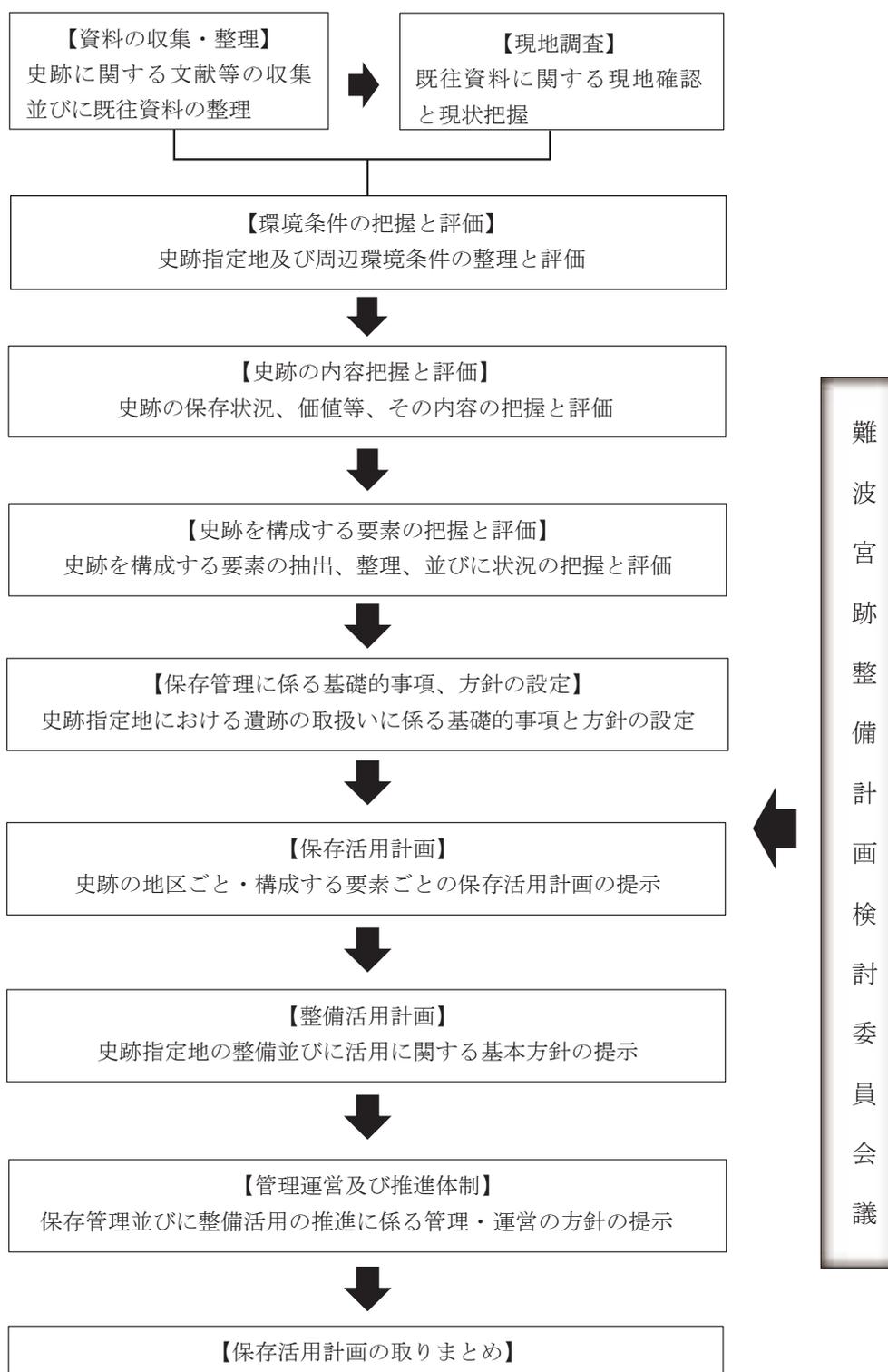


図2 史跡難波宮跡附法円坂遺跡と周知の埋蔵文化財包蔵地の難波宮跡(大阪府地図情報システムより作成)

3 計画策定の流れと検討体制、および検討経過

1) 計画策定の流れ

計画策定に必要な資料収集および周辺状況の調査、現状把握、検討項目等を記し、策定の流れを、次のように整理した。



2) 難波宮跡整備計画検討委員会議の開催

昭和45年(1970)以降、史跡難波宮跡の保存、活用、および環境整備事業の実施にあたっては、学識経験者で構成された難波宮跡整備計画小委員会、および同整備計画審議幹事会の指導を受けながらすすめられた。その後は同56年(1981)に新たに設置された難波宮跡整備計画委員会、および同専門委員会の指導を得ながらすすめられた(詳細は第5章3参照)。

両委員会は平成21年(2009)に難波宮跡整備計画委員会に一本化され、本保存活用計画の策定にあたって指導を得た。同委員会は平成26年(2014)に難波宮跡整備計画検討委員会議に名称が変更となった。

平成21年度以降の委員構成は以下のとおりである。

○平成21年度～24年度 (肩書は平成21年当時)

狩野 久 (元岡山大学教授)	日本史
近藤 公夫 (奈良女子大学名誉教授)	緑地計画
澤村 仁 (九州芸術工科大学名誉教授)	日本建築史
鈴木 嘉吉 (元奈良国立文化財研究所所長)	日本建築史
武田 佐知子(大阪大学副学長)	日本史
坪井 清足 (財元興寺文化財研究所副理事長)	考古学
中尾 芳治 (元帝塚山学院大学教授)	考古学
増淵 徹 (京都橘大学教授)	日本史
八木 久栄 (元財大阪市文化財協会報告書作成室長)	考古学



図3 難波宮跡整備計画委員会委員(平成24年3月)
(左より、増淵、中尾、鈴木、坪井、狩野、八木、武田、近藤の各氏)

○平成26年度～（肩書は平成27年当時）

足立 基浩	（和歌山大学教授）	経済学(観光集客)
加我 宏之	（大阪府立大学准教授）	都市計画(造園)
國下 多美樹	（龍谷大学教授）	考古学
中尾 芳治	（元帝塚山学院大学教授）	考古学
弘本 由香里	（大阪ガス㈱エネルギー・文化研究所研究員）	まちづくり
平澤 毅	（奈良文化財研究所文化遺産部、平成26年度のみ）	造園、史跡整備
前川 歩	（奈良文化財研究所都城発掘調査部、平成27年度以降）	建築史、史跡整備
増淵 徹	（京都橘大学教授）	日本史、史跡整備
八木 久栄	（元財大阪市文化財協会報告書作成室長）	考古学

○事務局

大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課、同経済戦略局文化部文化課、同建設局公園緑化部調整課。

大阪府教育庁文化財保護課、同都市整備部事業管理室事業企画課、同都市計画室公園課、同府民文化部都市魅力創造局企画・観光課。

事務局は大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課に置く。

なお計画の策定にあたっては、文化庁記念物課(平成30年10月以降は文化財第二課)の指導、助言を得た。

3) 検討経過

史跡難波宮跡の環境整備事業は、昭和46年度の後期大極殿の基壇復元を嚆矢とする。その後、同51年度以降は南部ブロックにおいて朝堂院遺構の表示を中心に、敷地の道路際に高木を植樹し、また公園としての便益施設等を設置した。この時に遺構表示手法の検討がなされ、前期難波宮、後期難波宮を異なった表示方法とし、両者の違いを視覚的に認識できるようにするといった基本的な方針が決定した。

その後、平成10年度に西部ブロックの整備をおこなうにあたり、3つのブロックの遺構の性格、立地条件等の違いを踏まえ、それぞれのブロックに求められる機能を明確にした史跡全体の整備基本計画として「難波宮跡公園整備基本計画」を策定した。

平成20年度には、朝堂院東隣の大阪市住宅供給公社の敷地の遺構保存と住宅整備、敷地計画等について検討するために、同公社内に難波宮跡整備計画委員会の委員が中心となり「史跡および住宅整備についての検討委員会」が設置された。平成21年度以降は、北部ブロックにあったNHK大阪放送局が移転した後を受けて、その跡地の整備をすすめる必要性が高まり、整備手法について検討すること

となった。検討にあたっては、上記基本計画の策定後に隣接部の敷地で史跡追加指定、公有化がすすんだこと等の周辺事情の変化を踏まえ、基本計画の見直しをおこなった。見直しの際には、その後の発掘調査により、周辺地区で重要遺構がまとまって発見された敷地も含めて、整備活用案が検討された。

平成26・27年度は、旧NHK大阪放送局敷地を中心に、具体的な整備、活用手法の検討に入った。その際、同26年度以降は、難波宮跡の活用、整備事業は、大阪市だけでなく大阪府も共同でおこなうこととなった。

このような経過の中で、今後の史跡難波宮跡の保存、活用等の事業をすすめるにあたり、基本方針を定めた保存活用計画の策定が必要であるとの指摘、指導を受け、同26年度には、史跡範囲を中心として周辺部も含めた範囲について、自然、社会環境等の現状調査をおこない、それらを基本資料として平成29年度より保存活用計画を策定した。

難波宮跡整備計画委員会(平成26年度以降は難波宮跡整備計画検討委員会)は、以下の日程で開催された。

平成21年度 平成22年 3月31日
平成22年度 同 23年 3月16日
平成23年度 同 24年 3月21日
平成24年度 同 25年 3月19日
平成26年度 同 27年 3月24日
平成27年度 同 28年 3月22日
平成28年度 同 29年 3月 6日
平成29年度 同 29年10月 4日
平成30年度 同 30年 6月14日、31年 3月20日
平成31年・令和元年度 令和元年11月27日

4 関連計画との関係

保存活用計画を策定するにあたり、関連する計画を以下に整理した。

1) 難波宮跡・大阪城連続一体化構想

【大阪市、大阪市教育委員会 昭和60年公表】

昭和60年(1985)3月大阪市会定例会および文教経済委員会で、難波宮跡と大阪城を連続一体化した歴史公園として整備する方針が公表された。

難波宮跡では昭和46年度以降、大極殿院および朝堂院地区(本計画における「南部ブロック」)の整備事業をおこなってきたが、阪神高速道路・中央大通以北の敷地(同「北部ブロック」)については、内裏という宮殿内における最重要遺構が存在する地区であるにもかかわらず史跡未指定の民有地が残し、NHK大阪放送局や大阪府農林会館の建物も依然として存在する状況で、整備工事も未着手であった。

この構想は、今後北部ブロックの整備をすすめ、北側に隣接する大阪城公園と連続一体化した歴史公園として活用、整備することにより、古代から中世、近世に至る大阪の歴史を市民や来阪者により深く理解してもらうことができるようにする。あわせて発掘調査の成果を展示する考古博物館を建設し、より一層大阪の歴史についての関心を高めてもらうというものである。

この構想に基づき、その後、北部ブロックではNHK大阪放送局の移転と史跡の追加指定および用地の公有化がおこなわれた。また、難波宮跡の遺跡(考古)博物館については、平成13年(2001)、大阪歴史博物館として実現した。平成25年(2013)には最後に残った大阪府農林会館の建物が解体・撤去され、用地は公有化された。

この構想は北部ブロックだけでなく難波宮跡全体の活用、整備計画の基本的な考え方となっているものである。

2) グランドデザイン・大阪

【大阪府住宅まちづくり部都市空間創造室、大阪市都市計画局開発調整部開発計画課 平成24年6月策定】

「グランドデザイン・大阪」は大阪の今後の方向性を、広く世界に発信するものであり、府域全域の方向性を示す「将来ビジョン・大阪」にもとづき2050年を目標とする大都市・大阪の都市空間の姿をわかりやすく示すものである。

計画地は、「大阪城・周辺エリア」に位置付けられている。このエリアの今後の短期的な取り組みとして、「大阪城公園の周辺のにぎわい創出」があげられており、具体的には、周辺の回遊性の向上が提示されている。

<p>大阪城・周辺 エリア</p>	 <p>ポテンシャル</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪城の歴史文化 大阪城公園のみどり豊かな環境 中之島・大川・大阪城の瀬等の水辺空間 大規模ホール、音楽ホール、美術館、博物館、庭園、通り抜け等の文化施設 国、府、警察、病院等 中枢機能の官公庁の集積 広大な旧砲兵工廠跡地 など <p>大阪都心部最大のみどり・上町台地の地形を活かす</p>
<p>今後の取組み</p>	<p>今後の取組み</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><短期></p> <p>➤大阪城公園と周辺のにぎわい創出</p> <p>・周辺の回遊性の向上</p> </div> <p><短・中期></p> <p>➤世界的観光拠点としての魅力向上</p> <p>・梅・桜街道と水の回廊のネットワークづくり</p> <p>➤森之宮周辺の活性化</p> <p>・成人病センター跡地活用の構想づくり具体化</p> <p>・大阪城公園との一体化</p>

3)大阪の成長戦略

【大阪府政策企画部企画室計画課計画グループ 平成27年2月策定、平成30年3月改定】

大阪を新たな成長軌道に乗せるため、概ね2020年までの10年間の成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期(3～5年)の具体的な取り組み方向を明らかにすることをねらいとして策定されたものである。

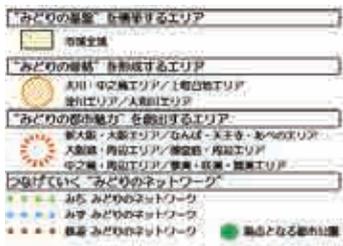
この戦略は、「大阪が成長するためには何が必要か」という観点から、必要と考えられる取組みを幅広くまとめたものである。大阪府として取組むべき施策・事業だけではなく、法制度の改革や創設など国として取り組むべきこと、関西全体で連携して取り組むべきことなど、さまざまな主体の取組みや多岐にわたる内容が盛り込まれており、都市再生に向けた具体的な取組みの一つとして、先述した「グランドデザイン・大阪」の推進が位置づけられている。

4) 新・大阪市緑の基本計画

【大阪市建設局公園緑化部調整課(計画担当) 平成25年11月策定】

みどりのソフト・ハードのストックを活かしながら、「ランドデザイン・大阪」等との整合も図りつつ、都市公園をはじめとした公的施設整備中心から屋上や壁面も含めた民有地緑化、さらには身近な緑の保全・創出をすすめていく市民・事業者の取り組みの指針として策定されたものである。

計画地は、「みどりの将来像」の中で、“みどりの骨格”を形成する「上町台地エリア」、 “みどりの都市魅力”を創出する「大阪城周辺エリア」に位置づけられている。重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として緑化重点地区にも設定されている。

みどりの将来像	 <p>“みどりの骨格”を形成するエリア</p> <p>■上町台地エリア 基本方針【大阪の歴史・文化を感じられるみどりの保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上町台地に残る貴重なみどりの保全 <p>“みどりの都市魅力”を創出するエリア</p> <p>■大阪城周辺エリア 基本方針【都市魅力・集客力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市魅力・集客力向上につながるみどりの拠点整備 ・大阪のみどりの都市イメージを構築・発信できる新たなみどりの創出 
緑化重点地区	大阪の都市魅力の向上、さらには、大阪のみどりの都市イメージの構築・発信に向け、大阪の顔となるようなエリアに重点を置き、設定されている。

5) 大阪都市魅力創造戦略2020

【大阪府府民文化部都市魅力創造局、大阪市ゆとりとみどり振興局 平成24年策定、平成28年11月改定】

当該戦略は、これまで府市が連携して推進してきた取組みを発展・進化させるとともに、さらなる都市魅力のステップアップを図り、大阪府域全体の発展に資するために、「内外から人、モノ、投資等呼び込む『強い大阪』の実現」及び「世界に存在感を示す『大阪』の実現」を戦略目標に掲げ、平成28

年度から令和2年度を計画期間として、世界的な創造都市、国際エンターテインメント都市へ加速するよう取組みを進めることとされている。

計画地は、集客力を強化するための重点エリアである「大阪城・大手前・森ノ宮地区」に位置しており、「世界第1級の文化・観光拠点形成・発信」の取り組みの一つとして、難波宮跡公園のハード・ソフト両面からの魅力向上を図ることとされている。

6)生涯学習大阪計画

【大阪市教育委員会事務局生涯学習部 平成29年3月策定(改定)】

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法による生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、大阪市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的かつ長期的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的とされている。

生涯学習とは、市民が、人生のあらゆる段階や場面において、自分に適した手段、方法を選んで、主体的に学習に取り組めるようにすることであり、この計画の中では、以下のことが記されており、難波宮跡においても、生涯学習の観点を踏まえた史跡の保存・活用の検討が必要である。

大阪市の生涯学習のこれから	<ul style="list-style-type: none">・大阪のもつ歴史、文化、自然環境など、大阪のもつ資源を生かした学びのネットワークづくりをすすめ、学習の機会を提供し、内容に広がりをもたせ、街の魅力を創造、発信し、市民のまちへの関心、愛着を高めていく。・古くから市民自らの力で守り育まれてきた歴史的、文化的遺産や、豊かな自然環境など貴重な財産を、学習資源として積極的に活用する。・地域図書館、生涯学習施設（特に博物館）等と連携し、広く地域に対して情報発信をする。・関係部署間の連携を強化し、本市が所有する歴史、文化、自然環境に関する情報や資料を共有し、活用するための仕組みづくりをすすめる。
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7)大阪府市規制改革会議提言

【大阪府市規制改革会議(事務局：大阪府政策企画室企画部、大阪府財務部行政経営課) 平成26年3月策定】

平成25年(2013)に、大阪府市の成長戦略の推進および産業の活性化等に資するための規制緩和、制度改善について検討するために、大阪府市規制改革会議が開催された。

検討結果が提案にまとめられたが、その中で、従来の「安全」「効率」「平等」といった視点だけでなく、「楽しさ」を「まちづくり」のための重要な価値観として位置づけ、今ある資源を活用することによって、そこだけにしかない楽しさをつくりあげることが人を引き付ける魅力になるといったことが指摘されている。

その中では大阪に特徴的な近代建築や長屋、水辺空間、御堂筋などとあわせて(特別)史跡の活用を図ることなどがあげられている。

8)大阪スマートシティ戦略会議 Ver. 1.0 ～e-OSAKAをめざして～

【大阪スマートシティ戦略会議(事務局：大阪府スマートシティ戦略部、大阪市ICT戦略室)
令和2年3月策定】

スマートシティとは、先端技術を積極的に活用し、都市課題の解決や都市機能の強化を図り、市民が利便性を実感できるサービスを提供し生活向上につなげていくというものである。そのために、内外の企業、大学、他自治体等と連携し、技術実験に留まらず「社会実装」のための取組み等を蓄積し、スマートシティの実現を目指すとする。

取り組むべきテーマとしてあげられている“楽しいまちづくり(まちの演出)”のためには、都市が有する文化資源などを演出し、まちの楽しさを充実させることが重要である。難波宮跡においても、「テクノロジーを活かした歴史遺産の魅力向上」として、VR(仮想現実)、AR(拡張現実)等の手法や各種データを用いることにより、歴史的な深みをアピールすることが可能である。こうしたテクノロジーをコンテンツ化し、事業展開できるような環境を整えることが望まれるとする。

9)大阪市景観計画

【大阪市計画局都市計画課 平成18年策定、令和2年3月改定】

平成18年、国の景観法に基づき大阪市景観計画が策定され、良好な都市景観の形成に向けた各種施策が導入された。同29年3月には、景観に対する市民の意識の高まり、都市機能の更新にともなうまちなみの変容などを背景として、施策の実効性を高め、総合的な景観形成の推進を図っていくため、計画の変更が行われた。

また令和2年3月には、眺望や夜間景観を充実させ、市内各所に大阪らしい新たな名所を創出することにより、市民のシビックプライドの醸成を図り、また大阪の魅力を高めていくことを目的として、景観計画が改定された。この中で、大阪城天守閣を望む視点場として、難波宮跡南部ブロックの大極殿跡があげられている。大阪城と難波宮跡の一体的な関係性が取り上げられ、大阪の象徴的な眺望の形成に寄与するものとされている。

